## (仮称) 加茂市認知症の方の尊厳を保ちながら幸せに暮していける地域の実現を目指す条例 骨子(案)

条例構成	目指す姿など	具体的な内容
前文		加茂市の高齢化率は上昇を続け、2045年には高齢化率が47%となる。また、担い手とされる生産人口が高齢者人口を下回る。加茂市の総合計画を進めていくうえで、ともに支えあい、「担い手」「受け手」という関係を超えた共生のまちを実現することができるようこの条例を制定する。
1 目的	認知症の方もそうでない方もとも に支えあい、誰もが尊厳を保ちな がら安心して健やかに暮らせるま ちの実現	基本理念を定め、市の責務、市民、事業者及び関係機関の役割を明らかにし、全ての方が連携し「笑顔あふれるかも」の実現を目指し、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する。
2 定義	<ul> <li>(1) 認知症</li> <li>(2) 家族等</li> <li>(3) 市民</li> <li>(4) 事業者</li> <li>(5) 関係機関</li> <li>(6) 認知症の予防と備え</li> </ul>	(1) 「認知症」…脳の病気により日常生活に支障が出る状態。65歳未満で発症した認知症を若年性認知症という。 (2) 「家族等」…親族をはじめ日常生活に密接な関係を有する方。 (3) 「市民」…市内に居住する方、市内に通勤、通学する方、市内で活動する方等。また認知症の方及びその家族等、区、老人クラブ等。 (4) 「事業者」…市内において営利目的であるか、または非営利目的であるかを問わず事業を行う個人及び法人、その他の団体。 (5) 「関係機関」…認知症に限らず、市内で、医療・介護・福祉に関わっている事業者など。 (6) 「認知症の予防と備え」…予防は、なることを遅らせ、なっても進行を緩やかにするような活動や生活習慣などリスク低減に資する活動。備えは、認知症になったとしても安心して暮らすことができるための準備・用意する対策。
3 基本理念	「笑顔あふれるまち 加茂」の実 現のための理念	(1) 認知症の方もそうでない方も誰もが積極的に意見を発し、尊厳を保ち、安心して健やかに暮らし続ける。 (2) 認知症を他人事とせず自分事として向き合い、予防と備えをする。 (3) 市民や事業所、関係機関は相互に連携し、ともに支えあうまちづくりを目指す。
4 市の責務各機関の役割	<ul><li>・市の責務</li><li>・市民の役割</li><li>・事業者の役割</li><li>・関係機関の役割</li></ul>	(第4条) 市の責務…市は条例の目的実現に向け、基本理念を共有し、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する。 (第5条) 市民の役割…認知症の方及び家族等が尊厳を保ちながら幸せに暮らしていける地域の実現のため市民の役割を定める。 (第6条) 事業者の役割…地域社会の一員である事業者の役割を定める。 (第7条) 関係機関の役割…認知症の方及びその家族等を支える関係機関の役割を定める。

	・認知症の予防と備え	(第8条)認知症の予防と備え…市の実施する認知症施策の
	・知識の普及及び人材育成	うち、認知症への予防と備えについてを定める。
	・地域づくり及び社会参加の推進	(第9条)知識の普及及び人材育成…市が実施する認知症施
	・権利擁護	策のうち、知識の普及及び人材育成についてを定める。
5 認知症基本的施策	・認知症施策検討員会	(第10条)地域づくり及び社会参加の推進…市が実施する
	・財政措置	認知症施策のうち、地域づくり及び社会参加の促進につい
		て定める。
		(第11条)権利擁護…市が実施する認知症施策のうち、権
		利擁護について定める。
		(第12条)認知症施策検討委員会…認知症施策推進計画を

策定し、定期的に検証を行い、必要に応じてその内容を見

(第13条) 認知症施策を推進するため、必要な財政措置を講

直すための認知症施策検討委員会の設置を定める。

じることを定める。